

## 競技力向上対策事業費補助金交付要項

(通 則)

第1条 競技力向上対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、競技力の維持向上を図るとともに、スポーツへの関心を高め、各競技人口の拡充とスポーツの普及・振興を図るため、公益財団法人愛知県スポーツ協会に加盟している競技団体（以下「競技団体」という。）が実施する選手強化事業及び競技普及・啓発事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、この要項の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 第1条に規定する事業は次に掲げる事業とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として公益財団法人愛知県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 国体強化事業

国民体育大会における男女総合成績での上位入賞を果たすため、国体候補選手の強化を図る。

(2) 全国大会等強化事業

国際大会や全国大会での上位入賞を果たすため、出場候補選手の強化を図る。

(3) ジュニア層強化事業

県内の小・中・高校生を対象に、素質ある選手を早期に発見し、年齢に応じた計画的・長期的な指導を行うことにより競技力の向上を図る。

(4) スポーツ医・科学活用事業

スポーツ医・科学的見地から選手強化を図る。

(5) 競技普及・啓発事業

スポーツをより多くの人に広めるため、普及・啓発活動を実施する。

2 補助対象経費については別表のとおりとする。

3 事業実施期間は第4条に規定する交付決定の日から翌年2月末日までとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする競技団体の長は、理事長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式1-1）

(2) 事業計画書（様式2）

(3) 収支予算書（様式3）

2 事業計画書及び収支予算書は、次に掲げる事項を踏まえて作成すること。

(1) 事業計画書は、競技団体の理事会等意思決定機関において決定すること。作成段階で詳細が未定の場合については、おおよその日程を事業計画書に記載してもよいが、詳細が決定次第速やかに報告すること。

(2) 国体正式競技団体については、第2条に示す事業内容のうち、(1) 国体強化事業は必ず実施すること。

(交付決定)

第4条 理事長は、第3条により交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、申請競技団体の長に通知するものとする。この場合、必要に応じ条件を付することがある。

(計画変更等の承認)

第5条 競技団体の長は、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ承認申請書(様式1-2)及び添付書類を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、交付決定額の20%以内のもの。

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更。

(3) 補助目的達成を損なわない事業計画の細部の変更。

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(事業実施)

第6条 競技団体は次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 不慮の事故に備え、事前に医療機関への緊急連絡体制を整えること。また、参加者には事前に傷害保険に加入させること。

(2) 参加者が在籍する学校の長又は勤務する事業所等の長に事業実施要項を添付した文書で依頼すること。

(実績報告)

第7条 競技団体の長は、事業完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から1ヶ月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 事業実績報告書(様式4)

(2) 事業報告書(様式5)

(3) 収支決算書(様式6-1)及び支出明細書(様式6-2)

(4) 事業実施要項

(5) 参加者名簿(実施日毎)

(6) 収入・支出証拠書類(通帳及び領収書、出納簿等)の写し

(7) トレーナー帯同報告書(様式7、実施競技のみ)

(8) 補助金請求書(様式8)

(補助金の交付)

第8条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

(交付決定の取消)

第9条 理事長は、競技団体が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 理事長は補助金の交付決定を取り消した場合、事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。また、競技団体に交付すべき補助金額を変更した場合においても、既にその額を超える補助金が交付されていると

きは、期限を定めてその返還を命じる。

(補助金の経理)

第 11 条 補助金は、その全額を補助対象経費に充てなければならない。補助対象経費の合計額が補助金額に満たない場合は、補助対象経費の額をもって補助金額とする。

2 領収書の宛名は原則、県競技団体名とする。また、各経費の取扱いは別表のとおりとする。

3 競技団体は事業の収支額について、証拠書類等を整理し、その収入及び支出内容を明確にするとともに、証拠書類等は事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

(実施細則)

第 12 条 この要項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 財団法人愛知県体育協会競技力向上事業補助要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）及び財団法人愛知県体育協会競技力向上事業補助金交付要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

3 この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

4 この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

5 この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

6 この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。